

奈良市空き家・町家バンク活用住宅支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 空き家又は町家の有効活用及び本市への定住を促進するため、奈良市空き家・町家バンクに登録されている住宅の購入、改修及び荷物撤去に要する経費に対し、予算の範囲内において、奈良市空き家・町家バンク活用住宅支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録空き家 奈良市空き家・町家バンク設置要綱（平成27年奈良市告示第757号）に基づいて登録されている空き家又は町家（補助金の申請時点では当該登録をされていないが、申請日前1年以内に当該登録をされた空き家又は町家を含む。）をいう。
- (2) 改修 登録空き家の機能の回復又は向上のために行う修繕、模様替え又は設備改善をいう。
- (3) 荷物撤去 居住に当たって支障をきたす登録空き家にある荷物等（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く。）の整理、運搬及び処分をいう。
- (4) 利用希望者 奈良市空き家・町家バンク設置要綱に基づいて利用者又は活用希望者として登録されている者で、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 登録空き家の所有者の3親等以内の親族でないこと。
 - イ 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
 - ウ 奈良市税の滞納がないこと。
- (5) 所有者 奈良市空き家・町家バンク設置要綱に基づいて空き家又は町家を登録している所有者で、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 暴力団等に該当しないこと。
 - イ 奈良市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の種別、補助対象者、補助要件、補助対象経費及び補助金額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、別表第2の左欄に掲げる補助金の種別の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 補助金の交付決定を受けた者は、空き家又は町家の購入、改修又は荷物撤去が完了したときには、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、別表第2の左欄に掲げる補助金の種別の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類を添えて市長に提出しな

ればならない。

(補助金の返還)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業の完了した日（以下「完了日」という。）から3年を経過する日までに、補助対象となった空き家又は町家を取り壊されたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた利用希望者が、完了日から3年を経過する日までに、補助対象となった空き家又は町家から転居したとき。ただし、既存入居者が退去した年度内に、新たに入居者がいる場合を除く。

(調査等)

第7条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助金の交付を受けた者に対して書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年2月5日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第192号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月11日告示第322号）

この告示は、平成29年5月11日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助金の種別	補助対象者	補助要件	補助対象経費	補助金額
購入費補助	利用希望者	登録空き家を購入し、購入日から3月を経過する日までに入居すること。	登録空き家の購入に要する経費（ただし、消費税及び地方消費税並びに土地の取得に要する経費を除く。）	補助対象経費の2分の1。ただし、50万円を限度とする。
改修費補助	所有者及び利用希望者	(1) 補助金の交付申請後に登録空き家の改修を行うこと。 (2) 利用希望者が補助対象者となる場合にあっては、所有者と利用希望者との間で賃貸借に関する契約	改修に要する経費（ただし、消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の2分の1以内。ただし、50万円を限度とする。

		を締結しており、かつ、登録空き家の改修について原状回復義務を免除されていること。		
荷物撤去費補助	所有者	登録空き家について荷物撤去を行うこと。	荷物撤去に要する経費（ただし、消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の全額。ただし、20万円を限度とする。
備考				
<p>1 同一物件について、購入費補助と改修費補助を重複して受けることはできない。また、改修費補助を受けることができる者は、同一物件について所有者又は利用希望者のいずれか一方とする。</p> <p>2 国、県、市等から住宅取得、改修又は荷物撤去について補助金、助成金等の交付を受ける場合は、当該補助金、助成金等の対象となる経費は、この要綱に基づく補助金の補助対象経費としない。</p> <p>3 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>				

別表第2（第4条、第5条関係）

補助金の種別	交付申請時の添付書類	実績報告時の添付書類
購入費補助	(1) 空き家又は町家の購入金額が分かる書類 (2) その他市長が必要と認める書類	(1) 空き家又は町家の売買契約書の写し (2) 空き家又は町家購入費用に係る領収書の写し (3) その他市長が必要と認める書類
改修費補助	(1) 改修工事に係る見積書の写し (2) 改修工事施工前の現況写真 (3) 賃貸借契約書の写し又は売買契約書の写し (4) その他市長が必要と認める書類	(1) 改修工事に要した経費に係る領収書の写し (2) 改修工事施工後の現況写真 (3) その他市長が必要と認める書類
荷物撤去費補助	(1) 荷物撤去費に係る見積書の写し (2) 荷物撤去前の写真 (3) その他市長が必要と認める書類	(1) 荷物撤去に関する内容が分かる明細書及び領収書の写し (2) 荷物撤去作業中及び作業後の写真 (3) その他市長が必要と認める書類